

阿賀野市農業委員会 農業委員 募集要項

1 農業委員の業務概要

- (1) 業 務 農地の移動等に係る許認可及び農地利用の最適化の推進ほか
- (2) 募集人員 1人
- (3) 任 期 令和7年12月20日～令和10年7月19日
- (4) 報 酬 39,700円/月
- (5) 身 分 阿賀野市の特別職の非常勤職員

2 推薦・応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人や禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人はなれません（農業委員会等に関する法律第8条）。

3 募集及び手続き

- (1) 募集は、「阿賀野市農業委員会の委員選任に関する規程」に基づき行います。
- (2) 募集要項及び申込書は、阿賀野市ホームページ及び農業委員会事務局（笹神支所3階）に備えてあります。

阿賀野市ホームページ <http://www.city.agano.niigata.jp/>

- (3) 受付期間 令和7年8月1日（金）から8月29日（金）まで
- (4) 提出書類 申込書（別紙、推薦・応募申込書）
- (5) 提出方法 受付期間内に、提出先に持参又は郵送（受付期間内必着）
- (6) 提出先 〒959-1919 阿賀野市山崎77番地
阿賀野市農業委員会事務局（笹神支所3階）
※ 持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く8時30分から17時15分までとなります。

4 選考方法

書類選考等

※ 次の（1）から（4）に該当する者については、農業委員会委員にふさわしくないことから選考しません。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者との関係を有する者
- (2) 市民税の滞納者

- (3) 違反転用の指導対象者
- (4) 遊休農地の所有者又は耕作者（農地法第32条第1項第1号及び第2号）

5 選考の結果通知

令和7年12月上旬に通知します。

6 その他

募集期間中及び募集期間終了後の2回、阿賀野市ホームページで次の(1)から(8)について公開します（農業委員会等に関する法律施行規則第5条及び第6条）。

- (1) 推薦をする者（個人）については、「氏名」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- (2) 推薦をする者（法人）については、「名称」、「目的」、「代表者」（又は「管理人の氏名）」、「構成員の数」、「構成員たる資格」及び「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者は、「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦する者が当該推薦を受ける者について、「農地利用最適化推進委員」を推薦し、又は応募する者が「農地利用最適化推進委員」に応募しているか否かの別
- (7) 「推薦を受けた者の数」及び「そのうちの認定農業者の数」
- (8) 「応募した者の数」及び「そのうちの認定農業者等の数」

7 問い合わせ

〒959-1919 阿賀野市山崎 77 番地

阿賀野市農業委員会事務局（笹神支所3階）

電話 0250-62-2420（直通） FAX 0250-63-9250

E-mail nogyoiinkai@city.agano.niigata.jp